

Business News

第250号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、深刻さを増す運送業のドライバー不足に対応するために検討されている「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』」について、概要をご案内します。

自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」 ～運転者職場環境良好度認証制度～

国土交通省は自動車運送事業の運転者不足に対応し、労働条件や労働環境の改善を図るため、長時間労働の是正等に積極的に取り組む優良運送会社を「ホワイト経営」事業者として認証する制度創設を検討しています。「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会報告書」(令和元年6月25日)から、本制度の概要をご案内いたします。

1. 基本的な考え方（主なもの）

- ・自動車運送事業者の任意の申請に応じて審査を行い、認証を行う(公募により選定する、中立的な民間団体である「認証実施団体」が実施する)。
- ・主に運転者の労働条件や労働環境に関して評価・認証し、主に求職者へ情報提供を行う。
- ・認証に当たっては、業界の平均的な水準以上の水準を要求し、認証項目の達成状況に応じ、「一つ星」・「二つ星」・「三つ星」の3段階で認証する。

2. 認証制度の正式名称・愛称・認証マーク

- ・正式名称は「運転者職場環境良好度認証制度」。愛称・認証マークは、認証実施団体の決定後に検討される。

3. 認証単位・申請条件

- ・原則、事業者単位。申請条件に「運送事業の事業許可の取得後3年以上経過」等が設けられる。

4. 認証項目・認証基準

- ・運転者の労働条件や労働環境に関する以下(A)～(F)の分野の項目とし、項目毎に必須項目と加点項目に分類する。
 - (A) 法令遵守等
 - (B) 労働時間・休日
 - (C) 心身の健康
 - (D) 安心・安定
 - (E) 多様な人材の確保・育成
 - (F) 自主性・先進性等
- ・労働関係法令等の遵守状況が不適切な事業者は認証を取得できないよう、段階毎の必須項目を全て満たす必要がある。
- ・認証基準・加点項目の基準点は、全事業者の中で、上位一定割合の水準以上にあることが求められる。

5. 認証の有効期間

- ・当面、2年間。既に受けた認証の有効期間内であっても、次の段階の認証を申請できる(例:一つ星の認証の有効期間中に二つ星を申請)。

本認証を取得する最大のメリットは、自社の働きやすさや取組の状況を求職者に中立的・客観的評価として示すことができ、運転者の採用活動が円滑化することです。

また、同様に自社の状況を中立的・客観的に示すことで、取引先からの信頼の向上につながり、契約の受注にも良い影響が期待されます。

詳細は、国土交通省HPをご覧ください。http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000023.html

<ご案内> 過労が原因の社員の労災事故により、会社が損害賠償責任を負うケースがあります。このようなリスクに備える保険についてのお問い合わせは、弊社窓口の営業課支社または代理店までご連絡ください。